

## 相談事例

SNSで見つけた「相談にのるだけで報酬が貰える」というサイトに登録した。報酬の支払いの際になって「支払口座の登録費用が必要。後で払うので立て替えて欲しい」「エラーが発生したので追加費用が必要」等と何度も手続きさせられ、30万円も支払ってしまった。結局報酬は受け取れていない。



## アドバイス

- 1 「誰でも簡単に確実に儲かる」という、都合の良い話はありません。SNS等で誘われても相手の話を安易に信用せず、冷静に判断しましょう。
- 2 怪しいサイトへ登録すると、次々と不審なメールや請求を受けてしまうことがあります。個人情報の登録は慎重にしましょう。
- 3 サイト内のやり取りは、後日トラブルになった際の証拠となるので保存しておきましょう。

**悩んだ時、困ったときはすぐに消費生活センターに相談しましょう。**

## 問合せ先

射水市消費生活センター（生活安全課内）  
 月～金曜日 午前9時～午後4時 ☎52-7974  
 富山県消費生活センター高岡支所  
 （高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5F）  
 月～金曜日 午前8時30分～午後5時 ☎25-2777  
 消費者ホットライン ☎188



## 20歳になったら国民年金

20歳になったら国民年金に加入し、保険料を納めることになります。

国民年金は、年をとった時やいざという時の生活を、みんなで支えようという制度です。ご自身が高齢になり働けなくなった時だけでなく、病気や事故で障害が残った場合などに、年金を受け取ることができます。

20歳になってからおおむね二週間以内に案内が送付されますので、納付方法などを確認してください（すでに厚生年金や共済組合に加入している方には送付されません）。

保険料を未納のままにしておくと、年金の給付を受けられない場合があります。保険料の支払いが困難な場合は、「学生納付特例」や「納付猶予」などの制度を利用して受けとる権利を確保しましょう。



## 学生納付特例制度

学生の方は、本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。申請の際に、学生証の写し、または在学証明書が必要です。

## 納付猶予制度

学生でない50歳未満の方で、本人および配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

## 問合せ先

保険年金課 51-6628  
 高岡年金事務所 21-4180  
 （音声案内②番→②番）

## 出張年金相談

事前に予約をお願いします。  
 ■場所…射水市本庁舎1階104相談室  
 ■日時…1月17日(火)午前10時～午後3時  
 ■予約…高岡年金事務所 ☎21-4180  
 （音声案内①番→②番）  
 ※基礎年金番号の分かるものや身分証を持参ください。

